



# 長野県報

11月20日(木)  
平成20年  
(2008年)  
第2018号

## 目 次

### 規 則

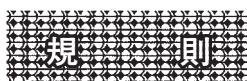
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 1

### 告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課) ..... 2  
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) ..... 2  
平成20年長野県告示第151号(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の一部改正(園芸畜産課) ..... 2  
平成17年長野県告示第479号(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の一部改正(園芸畜産課) ..... 2  
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課) ..... 2

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) ..... 3  
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) ..... 3  
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課) ..... 4  
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) ..... 4  
一般競争入札(病院事業局) ..... 4  
一般競争入札(道路管理課) ..... 5  
一般競争入札(生活排水課) ..... 6



期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年11月20日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

### 長野県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第5条第2項第3号、第6条の2第4号及び第10条第2項第8号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」

に改める。

- (1) 紹介料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)第4条第2項
- (2) 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)第6条第1項第2号
- (3) 住居手当に関する規則(昭和49年長野県人事委員会規則第30号)第5条第3号及び第7条第3号
- (4) 長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)第1条の3第7号
- (5) 単身赴任手当に関する規則(平成2年長野県人事委員会規則第1号)第4条第1号
- (6) 職員の紹介料の切替え等に関する規則(平成18年長野県人事委員会規則第10号)第2条第1項第4号のウ

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第3条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「より、公益法人等」を「より、公益的法人等」に改める。

第6条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関

する法律」に改める。

別表第1中「財団法人長野県廃棄物処理事業団 長野県信用保証協会」を「長野県信用保証協会」に改める。

(職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の一部改正)

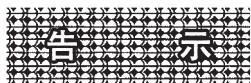
第4条 職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成18年長野県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号のウ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改め、同条第8号中「公益法人派遣条例」を「公益的法人派遣条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

人事委員会事務局



#### 長野県告示第616号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年11月20日

長野県知事 村井 仁

##### 1 指定居宅サービス事業者

###### 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
マイディアながの駅前サロン	長野県長野市南千歳一丁目3番地7	平成20年11月16日

##### 2 指定介護予防サービス事業者

###### 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
マイディアながの駅前サロン	長野県長野市南千歳一丁目3番地7	平成20年11月16日

長寿福祉課

#### 長野県告示第617号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成20年11月20日

長野県知事 村井 仁

名 称	所 在 地	認 定 の 有効期限
今井整形外科	岡谷市長地権現町3-2-12	平成23年11月20日

医療政策課

#### 長野県告示第618号

平成20年長野県告示第151号(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定による検査の実施)の一部を次のとおり改正し、平成20年12月1日から施行します。

平成20年11月20日

長野県知事 村井 仁

表の高病原性鳥インフルエンザ予防のための項中「採卵鶏、種鶏、育雛鶏」を「鶏、あひる、うずら、七面鳥」に、「1,000羽以上」を「100羽」に、「及び」を「のうち」に、「年4回、概ね四半期ごとに1回」を「年1回以上」に改める。

園芸畜産課

#### 長野県告示第619号

平成17年長野県告示第479号(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条に規定する報告)の一部を次のとおり改正し、平成20年12月7日から施行します。

平成20年11月20日

長野県知事 村井 仁

本則の2中「1,000羽」を「100羽」に改め、同4中「平成17年11月」を「平成20年12月」に、「13日」を「7日」に改める。

園芸畜産課

#### 長野県告示第620号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年11月20日

長野県知事 村井 仁

##### 1 施行者の名称

松本市

##### 2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・4・22号 小池平田線

##### 3 事業施行期間

平成14年10月7日から

平成26年3月31日まで

##### 4 事業地

###### (1) 収用の部分

変更なし

###### (2) 使用の部分

なし(変更なし)

都市計画課